

モニターだより



©宮城県・旭プロダクション

<みやぎ食の安全安心消費者モニターについて> 食と暮らしの安全推進課では、県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成することを目的に、「みやぎ食の安全安心消費者モニター」を随時募集・登録しております。研修会等の行事にご参加いただくことで、食の安全安心に関する正しい知識を得ていただいております。

新型コロナウイルス感染症蔓延に伴う「新しい生活様式」とは?? ～「食」と「新型コロナウイルス」について～

日本全国に発令されていた「緊急事態宣言」も本県においては5月14日に解除され、様々な「自粛解除」の動きが強まっております。そのような中、今後の感染拡大を防止するため、政府は「新しい生活様式」を示しました。

この「新しい生活様式」とは、飛沫感染や接触感染、さらには近距離での会話への対策など、従来の生活では考慮しなかったような場においても感染予防を行うものです。新型コロナウイルス感染症は、無症状や軽症の人であっても、他の人に感染を広げる例もあり、自らを感染から守るだけでなく、自らが周囲に感染を拡大させないことが重要です。

対策例として具体的には、「3つの密」を避けること、人と身体的距離をとり接触を減らすこと、マスク・手洗いを徹底すること等が重要だと言われておりますが、食料品店への買い物や外食などは日常生活から切り離せない部分であり、今後、感染防止対策とどう向き合うかがポイントだと考えられます。

そのような状況を踏まえ、今回の「モニターだより」では、「食の安全安心」という観点から「新しい生活様式」について、国及び宮城県、飲食業を営む事業者の取り組み等を紹介させていただきます。



「新しい生活様式」を取り入れた営業様式・消費者の意識変化などを簡単にご紹介します！

食料品店の主な取り組み

- ・店内消毒を徹底する
- ・アルコール消毒液を出入口に設置する
- ・レジとお客さんの間に透明なカーテンを設置する
- ・レジの列の間隔を空けるため、床に目印を設置する など



消費者の主な取り組み

- ・買い物は1人または少人数ですいた時間にすませる
- ・レジの混雑緩和のため、積極的に電子決済を利用する
- ・事前を買うものリストを作成し、買い物の時間を短くする
- ・不要な食品にさわらない など



飲食店の主な取り組み

- ・店内の換気をこまめに行う
- ・座席の配置を換え、お客さんとの間隔を設ける
- ・従業員へのマスク着用や毎日の検温を義務づける
- ・積極的に持ち帰り・デリバリーでの営業を実施する など



消費者の主な取り組み

- ・テイクアウトやデリバリーを活用する
- ・団体での利用を極力控える
- ・対面ではなく、横並びで座る
- ・大皿での料理は、最初に取り分ける
- ・飲み物の回し飲みは控える
- ・大きな声での会話は行わない など



詳しくはP3をご覧ください!

～飲食店における持ち帰り・宅配食品の衛生管理等について～ 食と暮らしの安全推進課で事業者の方向けにチラシを作成しました！

令和2年4月発行

テイクアウトやデリバリー等の新規サービスを始める場合の 衛生管理に注意しましょう

1 テイクアウト・デリバリーメニューを調理

- 作り置きはせず、作りたてを提供しましょう
- すぐに喫食するよう販売時に説明しましょう
- 容器包装は清潔なものを使用しましょう
- 販売するメニューは加熱調理したものが望ましいですが、サラダ等の非加熱品を提供する場合は温度管理に注意し、保冷剤を提供するなど工夫しましょう

2 弁当を調理し、店頭で販売

- 施設の規模に応じた無理のない数を調理しましょう
- 調理場内に十分な詰め合わせスペース及び放冷スペースを設けましょう
- 通常の飲食店営業も行っている場合は、弁当の調理時間と明確に分けて作業しましょう
- 食品表示法に基づく適切な食品表示をしましょう

3 半製品※の製造と店頭販売

- 販売まで保管する場合は温度管理に注意しましょう
- 翌日に持ち越して販売することはやめましょう
- 当日中に調理・喫食するよう販売時に説明しましょう
- 加熱時間や調理方法の説明書を配布するなど工夫しましょう
- あらかじめパックなどに詰めて店頭販売する場合は、食品表示法に基づく適切な食品表示をしましょう

※ 半製品とは、家庭で最終的な加熱調理が行われることを前提とした生ハンバーグや生ギョウザなどを想定しています

以下の行為は認められておりませんのでご注意ください

- 施設基準を満たさない店頭スペースや屋外など調理場以外での調理行為
- 飲食店営業以外の営業許可（喫茶店営業・菓子製造業・魚介類販売業等）で上記の調理や製造を行うこと

以下のサービス等を検討している事業者は最寄りの保健所へ相談してください

- 一般食堂から仕出しへの業態変更等
- そうざい、そうざい半製品、弁当などの卸行為
- インターネットなどで販売するサービス

このチラシに関する問い合わせ
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課食品安全班
電話：022-211-2644 メール：eiseif@pref.miyagi.lg.jp

一般社団法人東北食のカプロジェクト 宮城県内飲食店ガイドライン策定委員会
が県内飲食店向けのガイドライン(対応マニュアル)を作成しました!!!
消費者モニターの皆様方におかれましてもご参考にさせていただければと思います!

飲食店イートイン安全ガイドライン宮城



お客様と共に
「宮城のグルメ」と「外食の喜び」を守る

今般のコロナ禍において、ここ宮城県でも多くの飲食店が営業自粛を余儀なくされました。事態の出口が不透明な中で、店舗側も顧客側も出来るだけ不安を取り除いた状態で、どのように営業活動を再開させるかを考えた結果、明確な統一ガイドラインが必要だという結論に至りました。そしてこの度、宮城県の助言をいただき、県下飲食店の各店舗経営者、並びに顧客が協働で取り組める基準である「飲食店イートイン安全ガイドライン宮城」が完成致しました。つきましては、各店舗経営者・顧客の皆様におかれましても、当ガイドラインに基づいたご協力の程、何卒よろしくお願いいたします。

飲食店イートイン安全ガイドライン宮城

お客様へのお願い

必須項目 目標項目 推奨項目

<p>37.5°C</p> <p>検温のご協力</p> <p>体温が37.5°C以上の方は入店をお断りしております</p>	<p>マスクの着用</p> <p>入店される方全員にマスクの着用をお願いします</p>	<p>アルコール消毒</p> <p>入店前には必ずアルコールでの消毒をお願いします</p>	<p>手洗・消毒の徹底</p> <p>トイレの使用後など店内でも手洗・消毒をお願いします</p>
<p>回し飲食の回避</p> <p>回し飲み・回し食べなど料理のシェアは原則お控えください</p>	<p>セルフオーダー</p> <p>社会的距離確保のため注文紙への記入をお願いします</p>	<p>入店時記帳</p> <p>入店履歴として氏名・連絡先の記入をお願いします</p>	

目標 | 咳エチケットを守り、会話は控えめにしましょう

推奨 | 検温(体温37度以上のお客様の入店はお断りさせていただく)

推奨 | 飲食時以外のマスクの着用

推奨 | 泥酔した場合等の退去要請に速やかに応じる

飲食店イートイン安全ガイドライン宮城
当店舗の対応項目

必須項目 目標項目 推奨項目

感染したスタッフ、濃厚接触者と判断されたスタッフの就業は禁止するとともに、保健所の指示に従い対応します。

<p>検温器の設置</p> <p>設置が難しい場合は自己申告での対応をお願いします</p>	<p>37.5°C</p> <p>スタッフの検温</p> <p>就業前検温を徹底し体温が37.5°C以上のスタッフは入店不可</p>	<p>マスクの着用</p> <p>全てのスタッフにマスクの着用を義務付けております</p>	<p>消毒剤の設置</p> <p>除菌・消毒徹底のためアルコール消毒剤を店内に設置しております</p>
<p>REduced SEATS</p> <p>席数の減席</p> <p>社会的距離確保のため店内の席数を減らし間隔を広く取っています</p>	<p>ドアオープン営業</p> <p>空気を循環させるため換気しながら営業しております</p>	<p>就業前消毒の徹底</p> <p>就業前のスタッフのアルコール消毒・手洗うがいの徹底</p>	<p>退店後の店内消毒</p> <p>お客様が退店後テーブル・座席・手が触れやすい場所の消毒</p>
<p>配膳時の除菌</p> <p>配膳時の前後には必ず手洗・消毒の徹底に努めます</p>	<p>会計時の接触注意</p> <p>会計時はトレイに現金・カードを載せ受け渡しを行います</p>		

目標 | 団体客の人数制限(上限を設ける:大人5名以上入店禁止など)

目標 | スタッフのフェースガードと手袋の着用

目標 | 手で触れやすい場所を1時間に1回アルコール消毒

目標 | 消毒箇所の情報をお客様に開示(例:トイレ清掃チェック)

目標 | 大皿料理の回避(難しい場合は取り分け用のスプーン、皿を準備)

推奨 | 就業前のスタッフの検温(37度以上のスタッフは入店不可)

推奨 | 客席を2m以上離し社会的距離を保つ

推奨 | スタッフの検温結果の顧客への掲示

推奨 | 対面カウンター等の場合、ビニールシート等で仕切を備える

推奨 | タッチパネル式のメニュー表の導入

推奨 | 非接触型キャッシュレス決済(paypay等)のみによる会計

推奨 | お客様の滞在時間制限を店舗ごとに設定

詳細はこちらから!!

<https://ja-jp.facebook.com/tohokushokupro/photos/a.1678229925783530/2577516589188188/?type=3&theater>

新型コロナウイルス 感染症の拡大防止について

※厚生労働省から感染症予防への対策が示されています。
正しい手洗いやマスクの着用の仕方の参考としてご利用ください。



感染症対策へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのばすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗います。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



× 何もせずに咳やくしゃみをする

× 咳やくしゃみを手でかさえる



○ マスクを着用する(口・鼻を覆う)

○ ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

○ とっさの時袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



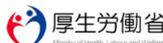
1 鼻と口の両方を確実に覆う



2 ゴムひもを耳にかける



3 隙間がないよう鼻まで覆う



厚労省 検索



飲食店営業等におけるガイドライン・基本方針について

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(新型コロナウイルス感染症対策本部)
- ・業種ごとの感染拡大防止ガイドライン

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策ホームページ

URL : <https://corona.go.jp/> こちらからご覧いただけます!!

ご意見・ご感想はこちらまで

発行 : 宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
〒980-8570

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

電話 : 022-211-2643

FAX : 022-211-2698

Eメール : syokua@pref.miyagi.lg.jp